平成２５年（フ）第３３５５号
大阪府東大阪市菱江１丁目４番８―205号　M’プラザ菱江
債務者　瀬川美栄子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４６４号
大阪市浪速区浪速東３丁目２番14―1110号
債務者　金沢　千恵（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５８２号
大阪市住吉区苅田２丁目15番10―506号
債務者　有馬　知子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６７６号
大阪市生野区小路１丁目２番６号
債務者　石井　公人
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７３１号
大阪府大東市灰塚６丁目３番34号、前住所大阪市鶴見区今津北４丁目11番26号　フラワーガーデン303号
債務者　川畑　照雄
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８００号
大阪市港区磯路２丁目15番３号　ライフパートナー磯路602号
債務者　孝橋　　勉
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８０３号
大阪市旭区中宮３丁目８番15号
債務者　堀川　尋枝
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８０６号
大阪市生野区新今里２丁目９番８号　第一ＫＹメゾン202
債務者　平安名常徳
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８２１号
大阪府吹田市高浜町１番12号　メゾン・ド・ルミエール408号
債務者　田畑　　明
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８５７号
大阪市住之江区北島３丁目12番７号
債務者　鍛治　美加
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８７２号
大阪府四條畷市雁屋南町６番24号
債務者　安田　義男
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８８８号
奈良県香芝市真美ヶ丘７丁目２番22号
債務者　植島　千波（旧姓荒谷）
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９０４号
大阪府高槻市城西町４番15Ａ―407号
債務者　宮本　重行
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２８７号
愛知県小牧市大字小松寺555番地13　カーサＪＩ203号
債務者　永原　宏和
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９０１８号
東京都品川区南品川６丁目18―23―101
債務者　加藤真由美
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０１９号
東京都江東区北砂２丁目15―30―201
債務者　藤ヶ谷尭紀こと　藤ケ谷尭紀
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０２０号
東京都目黒区中町１丁目13―11
債務者　倉澤　和正
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時　東京地方裁判所民事第20部